

令和2年5月25日

各 位

津幡町教育委員会
生涯教育課長
(公印省略)

緊急事態宣言解除に伴う施設の開放再開について（お知らせ）

緊急事態宣言解除に伴い、6月より施設の開放を再開させていただきます。
なお、当分の間は使用にあたっての条件がございますので、下記の内容をご確認ください。
今後も新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

記

開放再開日 津幡町総合体育館 6月2日(火)から
津幡運動公園 6月1日(月)から
※スポーツホールは引き続き当分の間休館します。
津幡町立学校体育施設 6月15日(月)からの予定

使用注意事項 **・個人情報（氏名・年齢・住所・連絡先）と検温結果の提出**
※団体は代表者が参加者全員分の一覧を使用前に提出してください。
提出様式は別紙となりますが、同内容が記載されていれば各団体
で作成していただいても構いません。
・入館時のマスク着用 ※各自で用意してください。
・入館時の消毒の徹底 ※なるべく各団体でも用意してください。
・合同練習等の禁止 ※他団体との練習は当分の間禁止とします。
・保護者は原則送迎のみ ※ご協力をお願いします。

そ の 他 別紙の「社会体育施設再開時の感染防止策チェックリスト（利用者向け）」を参考に、各団体での感染防止対策を行ってください。
使用注意事項を遵守いただけない場合は施設の使用はできません。

事務担当

〒929-0342 石川県河北郡津幡町北中条3丁目1番地
津幡町教育委員会生涯教育課スポーツ推進係
(津幡町文化会館「シグナス」内)
Tel.(076)288-2125 / Fax.(076)288-8527
E-mail: taiikushinkou@town.tsubata.lg.jp